

事務事業名	遺児手当給付事業				担当	健康福祉部 こども家庭課 子育て支援係		
政策名	C 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				増補版施策名			
施策名	2 子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市次世代育成支援対策行動計画				事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	栃木県遺児手当支給条例 真岡市遺児手当支給条例					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和44 年度～）		
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。 [事業主体]市(県単補助事業 県1/2・市1/2) [対象]父母の一方または両方が死亡した、義務教育修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護する当該児童の父または母、若しくは当該児童を養育している者 [手当の額]月3,000円に児童数を乗じた額(6月、9月、12月、3月にそれぞれの前月分までを支給する) [支給制限]地方税法の市民税のうち所得割が課せられていない者							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 ・遺児手当認定請求書の提出 （受給資格者）→（市） ・審査・認定通知書の送付 （市）→（受給資格者） ・支払月（3・6・9・12月）に支払 （市）→（受給資格者） ・調査（4月中に新年度の年齢到達調査、6月に昨年の所得の調査） 30年度計画 平成29年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア	受給者数	人	31	28	25	25	27
				イ	支給金額	千円	1,662	1,458	1,485	1,320	1,560
				ウ							
				エ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 父母の一方又は両方が死亡した児童				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア	対象児童数	人	47	44	40	38	43
				イ							
				ウ							
				エ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 死別による子育て家庭の経済的負担を軽減する				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア	受給者数	人	31	28	25	25	27
				イ							
				ウ							
				エ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 児童の健全な育成及び福祉の増進				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)
				ア	経済的負担が軽減されたと感じる世帯の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				イ							
				ウ							
				エ							
(2) 総事業費の推移				単位	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(見込)		
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	766	780	787	729	742		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	925	700	727	620	847		
	事業費計（A）			千円	1,691	1,480	1,514	1,349	1,589		
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1			
		延べ業務時間	時間	96	96	96	96	96			
		人件費計（B）	千円	405	402	399	398	398			
		トータルコスト(A)+(B)			千円	2,096	1,882	1,913	1,747	1,987	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		昭和40年代ごろ交通事故が急激に増加し、交通遺児対策が大きな社会問題となり、制度が制定された。昭和44年に県で交通遺児に対する救済として補助金を計上し、同年各市町で条例が制定された。									
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？											
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？		受給者から助成により経済的負担が軽減されたとの声がある。									